

## 第13回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年11月2日(木) 13時30分～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換③ （土採取等規制条例①、廃棄物処理法①）	

### 1 開 会（午後13時30分開始）

### 2 議事項目（これより内藤総務局長が議事進行を務めた。）

検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換  
（土採取等規制条例、廃棄物処理法）

### 3 議事の内容

#### ○内藤総務局長

ただ今から、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会第13回会議を開催します。次第の1ですが、検証対象の法令に係る行政対応に関する考察についての意見交換を行ってまいります。今日は、前回できなかった土採取等規制条例と廃棄物処理法についてです。それでは、土採取規制条例からよろしいでしょうか。まず、福田課長から、御説明をお願いします。

#### ○福田土地対策課長

資料の中の土採取等規制条例の3ページ目です。3番、事実関係を踏まえた論点と考察。ここからよろしいですね。

まず、論点ですが、(1)県議会において、土採取等規制条例による規制の強化等に関する質問がされた時期における県条例の改正に関する考え方は適切であったかということで、県議会で2回質問が当時ございました。1996年と1997年、両方とも6月県議会ということで、2年連続で、当時、質問がございました。まず、1996年6月、先のほうの質問でございしますが、こちらは、込山先生、今の小山町長の込山先生のほうから質問が

ございまして、その質問の舞台となったのが北駿地域、ですので、御殿場、裾野、小山地域への建設残土の搬入を規制するため、県条例を見直してはいかがですかという、そういう質問でございました。

その事実関係でございしますが、今、大体のところは言ってしまったのですが、まず、1996年6月県議会において、込山県議のほうから、神奈川県からと具体的に出ておりますが、神奈川県から北駿地域への建設残土の搬入を規制するための県条例の見直しについて質問がまずありました。

これに対して都市住宅部長から、神奈川、山梨両県では、県境の12市町村で、県条例よりも厳しい独自条例を制定しており、北駿地域の市町でも、隣県の市町村と同じレベルの条例の制定作業を進めており、残土が搬入される地域が限られているため、市町による条例制定を積極的に指導していくといった形で答弁しております。

その後、1997年4月、翌年に、静岡県土採取等規制条例を一部改正し、市町村が県条例に比べ強い規制を行う条例を制定・施行した場合は、条例の適用除外となるという規定を追加しております。

改正理由としましては、問題となっている悪質な土砂の搬入・埋立てが2市1町に限られていることから、このような地域の特殊事情に係る規制は、市町村の独自条例に委ねることとし、県条例と抵触しないようにするために、県条例に適用除外規定を設けるとしております。

そして、その翌年度、1997年(平成9年)6月の県議会において、今度は富士宮選出県議の秋鹿先生のほうから、今度は富士山麓への土の不法投棄拡大のおそれ、このときの秋鹿先生の言い方は、だんだんと周囲の市町がそういった条例を厳しくしていると。そのことによって富士山麓にこれから投棄されるのではないかというようなおそれに関する質問でした。

ここの中でも同様に、県条例を強化してはどうかという質問だったのですが、これに対して都市住宅部長、同じような受け答えになっております。土の採取等は強い規制になじまない。強い規制を行う場合、適正に土採取を行っている者にも一律に過重な負担を強いることになるため、地域を限定する必要があること。地域の課題は、市町村自ら解決することがふさわしいとの判断から、市町村が独自条例を定めることができるように、県条例に適用除外規定を設け対応しましたという旨を答弁しております。

それに対して考察になりますが、本県の条例は、制定当時は土の採取等が極めて日常的な行為であることから、届出制の緩やかな規制としたが、その後、1996年頃に首都圏からの悪質な土砂の搬入・盛土等が相次いだことを受け、市町が独自の規制強化により対応することが適当であるとして、1997年4月に県条例に適用除外の規定を設けましたと。このことは当時のやり方としては一定の評価に値するかと思います。

なお、このときの条例改正の理由として、問題となっている悪質な土砂の搬入・埋立てが2市1町に限られていると書いてありますが、実際は2市1町以外にも富士、富士宮、三島、函南においても条例施行に向けて検討中であつたということは当時分かっていました。

また、続く1997年6月には、富士宮市選出の県議が同内容の質問をしており、この時

点で首都圏からの土砂の搬入が、北駿から西側の富士山麓地域にまで拡大し、問題化しそうであることを県は把握していたということにもなります。

このため不適切な盛土を、限定地域、特殊事情とせず、今後のさらなる拡大を想定し、県条例の規制強化を継続して検討する余地があったのではないかと考えます。

一方で、県条例より規制の厳しい条例を制定した富士市等において、条例施行後も違反事例等が結構相次いで発生しております。そういった状況を鑑みると、県条例の規制を早期に強化する、強化というと、罰則です。罰則などを厳しくすることによって、不適切な盛土を防ぐことができたとは必ずしも言えないという面もあります。

しかし、罰則を厳しくすることによって、実際、県の条例というのは罰金刑だけなのですが、懲役刑の規定をもし設けていれば、こんな書き方をしてしまいましたが、刑務所で不自由な生活を送ることに想像を巡らせ、違反行為に慎重になる者が現れるなど、一定の抑止効果が得られたのではないかと推測されます。

先ほどちょっと言いましたが、罰金のみを罰則であったとしても、積極的に適用することにより、その後の都計法や森林法の開発行為許可の審査の際に、市の規定に抵触するとして不許可とするなど、要するに、運用です、運用によっては何とかなるという、そういう可能性も考えられるというところまでが考察ということになります。

では、そのままいきまして、2番、神奈川県、山梨県で、県条例による規制が強化された際の対応が適切であったかというところでございます。

こちらは、まず神奈川県ですが、神奈川県が1999年10月1日施行ですが、こちらは許可制に移行しております。対象が2,000平方メートル以上の土砂埋立て行為が対象です。

罰則は、2年以下の懲役、こちらは懲役刑があります。それから100万円以下の罰金ということで、地方自治法の上限まで罰則を設けております。

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例、こちらはちょっと間が空きまして、2008年1月1日施行ですが、同様に許可制でして、こちらは3,000平方メートル以上の土砂の埋立て行為が対象になっていまして、罰則は同様です、2年以下の懲役または100万円以下の罰金ということで、これも地方自治法上限まで罰則を強化しています。

これに対して考察としては、神奈川県が規制強化条例を施行したのが1999年(平成11年)10月ということで、先ほどの議会のほうでの質問と立て続けのような感じです。1996年、1997年と県議会において質問が出て、そして1999年に神奈川県が規制強化条例を設けている。

ですので、このとき担当課のほうで、神奈川県のこの条例改正の事実を把握していたかどうかというのが、ちょっとつかみ切れていないのですが、当然、情報等は広く集めていて、状況を把握し、本県の条例も規制強化に向け検討することが望ましかった、あり得たのではないかとまず思います。

また、山梨県が規制を強化した条例を施行したのは2008年、少し間が空きまして、平成20年1月ということになりますが、この当時、何があったかという、熱海市で■■■■が土採取規制条例に基づく届出の規模を上回る盛土を行い、是正指導が行われていた時期と重なります。このため、悪質な事業者と対峙するために、罰則の

強化や規制強化、許可制への移行等の必要性を認識し、現行条例の改正を検討する余地があったのではないかと考えられます。

その後の話になりますが、一方、2020年(令和2年)まで飛びますが、10月に開催された関東知事会において、国に対し土砂等の適正処理に向けた法整備を要望しております。ですので、そこで条例による対応に限界を感じていたという状況も伺えると思います。

なお、本県では、条例の規制効果に問題意識を持っており、それこそ本当に直前ということになりますが、2021年6月には、県と市町を構成員とする(仮称)静岡県土採取等行為における不適正処理防止連絡会を設置し、条例の在り方検討に着手はしていました。結果的に条例改正が熱海の土石流災害の発生後となるなど、間に合わなかったというところがございます。

そして、考察を踏まえた再発防止に向けた対策です。こちらは、盛土新法とか盛土条例について言及させていただいております。

盛土行為の規制については、2021年7月の熱海土石流災害を受け、規制内容を強化した法令の整備が進められ、2022年7月に盛土条例が施行され、2023年5月には盛土新法が施行されており、これから不適切な盛土行為の事案が減少することが期待されています。

しかし、先ほどから適用という話が出ていますが、これらの法制度が十分に効果を発現するためには、現場において適正な運用がなされているか、法令制度そのものを点検する視点も持ちつつ継続的に確認を行っていく必要があります。今後は、会議等における市町との意見交換や、事業者からの相談等を通じ、また県議会において指摘等が、質問等があった場合には、制度を見つめ直すといった1つのケースと捉え、複雑で困難な事案に対しても処理方針が定まり、効果を発現できる制度となっているか、改善を要する事項はないか、常に高い意識を持って点検等を行い、制度管理をしていくことが必要であるだろうと考えています。

すみません、土採取については、あまり歯切れのいい言い方ではありませんが、このようなところがございます。

#### ○内藤総務局長

ありがとうございます。では、最初に、3番のところですかね。これについて御意見がありましたら、お願いします。

これは、議会にこういう質問が来て、こういう考え方で答えたよという事実関係としてはそれだけで、実際に何か、内部でこのような検討をしたというような記録は、もう一切残っていないということですね。そのようなことを書いておいたほうがいいのか。記録が残っていないと、本当に検討もしていなかったのか。ただ、この答弁をするときに、何らかの検討はしたんですよね、きっと。

#### ○福田土地対策課長

先生とのやり取りも事前にあったでしょうし、当然、部内ではいろいろやったでしょうか

ら。ただ、その辺のやり取りが残っていないので。

○内藤総務局長

事実関係としては、これだけですか。

○望月盛土対策課長

よろしいですか。

○内藤総務局長

はい、望月さん。

○望月盛土対策課長

検証委員会の中で、XXXXXXXXXXの先生でしたでしょうか。

○内藤総務局長

XXXX先生。

○望月盛土対策課長

決して、この法律、条例は弱いわけではなくて、措置命令もできるとか、それを運用しなかったというか、適切に運用しなかったという指摘も受けているので、そういうものを若干加えたほうがいいのではないかと思っています。

○内藤総務局長

確かにそうですね。

○望月盛土対策課長

確かに条例、罰則規定が弱いんだけど、決して弱いと思ってはいなくて、その法律を使って、とりあえず罰則して、次に開発するときに、資力とか、申請者が適性かどうかをチェックできるという意味合いでは、間接的には使えるのではないかと思うんですよ。何でもこういう発想、弱いから改正しようとか、新しい法律をつくろうという動きになってしまうと、砂防法がないじゃないとか、そういう話になるので、やれる法律で、まずやらなければいけないのかなと思っています。当然、法律、条例上、最大の限界があるので、国のような法律をつくらないと、本当に罰則というのは賦課できないので、そういうようなものは仕方ないにしても、ある程度、条例は、静岡県全部に関わるようなものでないと、ある特定のところだけを対象にした条例は、逆に意味もないものかなと思っています。特に残土というものが、県外から入ってくるものに対しての規制力というのは、ほとんど通用しないんですね。県内の中の処理、処分になれば、それなりに条例は有効になるかもしれないけれども、外から入ってくるものに対しては、無防備になっているのかなと思うんです。そういうことを考えると、今回、条例は確かに弱い面はあったけれ

ども、運用の仕方をもう少し改善できていれば、多少は効果があったのではないかと、そういうところもありますよね。若干その辺りを入れ込んだほうがいいのかと思います。

○内藤総務局長

その考察のところに。どちらかという、市町が独自の規制業法ができるからよしというのは、どちらかというあまり、それはよくなくて。

○望月盛土対策課長

本来、地方自治法上、各都道府県というか、市町に相当権限を下ろしているの、必要ならばそこをつくればいい話なので、なぜ県がつくらなければいけないのかというところではないと思うんです。広域的なもの、静岡県の中の広域的な規制をかけるならば県の条例が必要なんだろうけれども、それぞれ、その当時は、富士山麓のあるスポット、あるところだけに限った問題点だったので、そこは本来は条例をつくるべきではないかなと思うんです。その当時はそう思ったんだろうけれども、今となってしまえば、県条例をもう少し発展的にしたほうがよかったのかなというところもあるけれども。

○福田土地対策課長

罰則ありきではないでしょうけれども、確かに。

○内藤総務局長

ただ、当時も、最初は小山、御殿場、裾野ぐらいだったんだけれども、どこかで罰則を強化したんですか。

○福田土地対策課長

当時、その段階で、小山、御殿場、裾野というのは、もう既に厳しい条例を持っていました。

○内藤総務局長

そうすると今度は富士、富士宮とか、こっちは駄目だけれどもこっちと、どんどん広がってきてしまっているような感じもあるので、だから、それは市でやればいいんじゃないのというのは、どうなのかなと思うんですけれどもね。県で規制をかけてしまえば、広がりも防げたのかなと思いますけれども。

○内藤総務局長

感じがあるんですね。

○清水総務局参事

すみません、すっかり忘れていたのですけれども、議事録を起こすときに、誰が発言したかと分かるようにしておかないといけないので、名前を言ってください。すみません。

○内藤総務局長

はい、清水さん。

○清水総務局参事

1つ気になるのが、やはり答弁の中でもあったのですが、地域の課題は地元市町村自らが解決することがふさわしいと判断したという考え方を示していて、このような考え方が適正なものもあるかとは思いますが、この発言の裏を返せば、建設残土が県内に搬入されることについては、すごく悪い言い方をしてしまうと、県の関知するところではありませんと言っているようにも取れてしまうのかなと思うと、その考え方は、ポジティブなものについては市町にどんどんやってもらうということはあるかと思いますが、ディフェンシブなものについては、先ほど内藤局長も仰られたように、どこかを規制を強くすれば弱いところに誘引されていくというところがあるとすると、いずれ県内において広がっていくというようなことがあるとするならば、県の課題として捉えるというように考えることも、考え方の1つとしてはあったのではないかという気がするものですから、そういうところも考察の中に書いたりしてもいいのではないかと思ったのですが。

○福田土地対策課長

なるほど、そうですね。当時の考え方だったので、必ずしも、後づけという話になるんだけれども、地域の課題は地域で解決するというものを適用する場面としては、実はふさわしくなかったという考え方ですよ。

○清水総務局参事

何となくですが、地方分権の考え方が何となく。

○福田土地対策課長

そう、悪いように出た感じ。

○清水総務局参事

この頃には、まだ地方分権一括法ができる前の話ですので。多分、その辺りの検討がされていたから、そういう流れはあったのかもしれないですが。

○福田土地対策課長

こういう言葉が飛び交っていたのかもしれないですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

すみません、杉本です。

○内藤総務局長

杉本さん、お願いします

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そもそも論の話ですが、自分は技術屋なのでこのような皆さんの話はよく分からないのですが、こういう条例の制定をする能力というか、スキルというか、そういうものは、市町村がどのくらいあるのだろうかと思ったんです。簡単にできるものなのか。去年の盛土条例のものをやるときもとても苦労してつくっていたということを聞いている中で、条例を策定するということが市町レベルで考えたときに、本当に簡単に、「あっ、こういう問題がでできたら、すぐやろうぜ」となるのかなというように、簡単にできるものなのでしょうか。

○清水総務局参事

清水です。団体によって、やっぱり法務部分の強いところ、弱いところがあると思うので、このときに作られている市町とかを見ると、比較的、自分たちでやれるような力があるようなところなのかなという気はしますが。全部の市町が同じようにゼロから作れるかという、なかなか全団体がそういうわけにもいかないでしょうし。ただ、先例があれば、それを参考にして作るということはあるとは思うので。ただ、丸写しで、果たして自分たちの市町の中で全く同じように使えるかというところは、やはり確認しなければいけないと思うので、そこら辺の見る能力というのは求められるだろうし、法規部分が強いところと弱いところがあると思うので、そこはなかなか一律にというのは難しい面はあるのかなという気はします。

○望月盛土対策課長

望月です。

○内藤総務局長

望月さん。

○望月盛土対策課長

今、盛土条例を改正しようということで、今、作業をしているのですが、やはり相当難しいです。あるところを改正すると、いろいろなところに影響してしまうので、全体が分かっていないと、簡単には改正はできないですね。1個やるのは、どこかの先例をコピーして、それでアレンジしてというのが一番手取り早いんだろうけれども、この当時は、あまり土採取という問題が出ていなかったの、そういう先駆的なものはなかったんじゃないかと思うんです。なので、なかなか難しいと思いますけれどもね。

ただ、地域独自のものというか、地域ごとで変わってくるので、単純にコピーができないということでしょうね。条例はすごく難しく、ここを規制すると、どこかひずみが出てしまうんです。今回、盛土条例と結構いろいろなところで言われているのですが、それすら、ちょっと1ついじるだけでも相当いろいろなところに波及してしまうので、結構慎重にやらないと、シミュレーション、自分の頭でシミュレーションしながら、これを改正すると、こういうところに影響するとか、いろいろなところで意見を評価して、そこでこういうふう



に改正するとどうなるのかというところまで調べないと、簡単にはできないというのが実感ですね。

○清水総務局参事

恐らく、御殿場、裾野、小山は、一緒にやっていたのではないかという気がしますが。恐らく、寄り集まって相談しながら決めたのではないかというような気もしなくもないなと思いました。同じタイミングでやっているの、みんな集まって、意見交換しながら、自分たちに合うような形で作っていったのではないかと思いました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういうこともあって、なかなか、作りたいけれども、作れなかった市町があったのではないかなと思いました。

○福田土地対策課長

福田です。

○内藤総務局長

はい。

○福田土地対策課長

すみません、今の話を受けて、他県がどういう動きをしていたのかなということが、記録があるもので見ると、やっぱり神奈川が一番早くて平成11年、それから飛んで、平成12年に愛媛、大体多いのが、やはりこの辺から順番に、平成11、12、13、14、15年に作り始めているようなところがあったので、この議会の先生の質問が出た平成8、9年頃は、他県を見ても、たいした条例は恐らくなかったのかもしれないし、全くなかったのかもしれないし。

○内藤総務局長

平成8年、9年、その頃からいろいろ問題になってきたというか、出てきたのでしょうかね。

○福田土地対策課長

そうなのでしょうね。

○内藤総務局長

出てきたのは全国的になんてでしょうか。

○福田土地対策課長

あまり参考とするような条例が他都道府県になかったということがああるかもしれないですね。

○内藤総務局長

でも、県議会で質問が出るぐらいだから、かなり問題意識というか、課題意識はあったわけですね。それで、この36ページ、この土採取でいうところの4ページの上の、都市住宅部長が、「土の採取等は強い規制になじまない」と言っているのですが、それはそうなのかもしれない。いろいろやたらと規制をかけてしまうと、先程、望月さんが言ったように、いろいろなところに影響が出てきてしまうということがあったのかもしれないですが、その次に、「強い規制を行う場合、適正に土採取等を行っている者にも一律に過重な負担を強いる」となっているのですが、これが少し分からないです。そんなに過重な負担を強いるのでしょうか。神奈川県の記事などを見ても、何が変わったかといえば、届出が許可になったというだけなんですけれども、それが過重な負担なのでしょうか。

○福田土地対策課長

やはり書類の申請とか、その辺の行為をさせるだけでも負担にはなるので。

○内藤総務局長

届出だって書類を出すじゃないですか。許可申請書を出すというだけではないのですか。

○福田土地対策課長

恐らく、規制は今、1,000平方メートル、2,000平方メートルでやっているものを、500平方メートルでも出さないとか、そのようにしていくと、それが過重な負担になっていくのではないかという考え方になると思いますけれども。

○内藤総務局長

対象の面積を小さくすれば、確かに過重ということもあるかもしれない。届出書を申請書に代えるのが、そんなに過重であるのだろうかということが、よく分からなかったのですが。

○福田土地対策課長

こういう業者さんには過重だという、そういう考え方もあるのではないのでしょうかね。

○内藤総務局長

ただ、罰則が厳しくなるということについては、別に適正にやっている人には全く関係ない話なので、そこは本当にそんなに影響があるのかという、先程の望月さんのお話と逆の話になってしまいますが、別に影響はないかもしれないし、そこはしっかりと考えるべきだったのではないかと思います。

○望月盛土対策課長

やはり規制は負担がかかってしまう。特に県条例や市条例は、法律と違って、今ははっきり言って余分なんです。申請書もありまして。それがなかったら、そのまま工事を受注して、発注して、工事ができるんだけど、この規制があることによって、1回ワンクッション申請しなければいけない。特に、例えば許可の場合、何日前に許可書を出して、発行するまでは工事をしてはいけないし、その後、例えば、定期的に報告などを求められる。だけど、届出はいつやっても構わないというか、そこはあまりないです。だから、逆にやらないところも多いです。そういう意味では、負担も相当違うのではないかと思います。

○内藤総務局長

届出をしたらすぐにできる。でも、届出と違うことをやったら、やはり結局、指導は受けるわけですね。それでも厳しいということですか。

○望月盛土対策課長

厳しいですね。今回、土採取条例が届出だったので、申請のときに、書類上、何も表記していなくても受け付けてしまっていたんですね。それは本来悪いのですが、出されたものは受け付けなければいけない。許可の場合は、しっかりと許可基準に合うものでないと受け付けできない、受付しなくてもいいんですよ。そういう意味では、厳格にその後の処理ができます、許可だと。そういう意味では全然違うんです。

○内藤総務局長

なるほど。

○清水総務局参事

届出でも、条例にこれを届出なさいとなったら、出てきたものは受けるんでしょうけれども、ただ、これをつけなさいよとなっているものが揃っていないならば、補正を求めたりとかして、全部揃うまでは適正な届出がされたということにならないと思うので、その部分は許可と届出であまり変わらないのではないかという気もするのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこはそうですね。

○福田土地対策課長

行政手続法上、そうですね。

○清水総務局参事

それから、この土採取規制条例については、届出するタイミングも着手する30日前までに届出なさいよとなっていて、たしか、届出にかかる土等の採取によって、崩壊や、土砂の流出のようなことが起こるおそれがあると認められるときには、計画の全部又は

一部の見直しの勧告をすることができるようになっていて、勧告に従わなければ措置命令もできるというような形になっていたと思うので、そういう意味でいえば、届出制ではあるのですが、若干、許可的な要素も包含されていたのかなというようにも言えるかなと思うと、その届出か許可かというところだけ切り出してみると、届出制と許可制とを比べたときに、先程内藤局長が言ったように、そこまで過重になるのかなというようなことは、実は自分も少しそのように感じたところもありましたので。

○内藤総務局長

そのほか意見はありますか。

では、皆さん、先程望月課長が仰ってくれたことを盛り込んでいただいて。

○福田土地対策課長

はい、分かりました。

○内藤総務局長

(2) 神奈川、山梨のところは特によろしいですか。この神奈川県とか山梨県で、こういう条例がどうもできているということに対して、県がどのように考えていたかというのは分からないんですよね。

○福田土地対策課長

分からないですよ。そもそもその情報がしっかりと分かっていたのかどうか、ちょっと確かめようがないです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

杉本です。考察の1ポツ目や3ポツ目を見ると、かなりの日数が経過してしまっている理由は何かあったんでしたでしょうか。1996年、神奈川県とか、そういう条例改正されたというような試みや、2008年に今の伊豆山のところの関係が始まっているとか、そういう状況がある中で、こういう具体的な県としての取り組みというのは、実際に動き出したのが令和2年のこの辺りから何かいろいろ動き出してきたということなんですか。何かすごい時間が空いてしまっていて、その間、特にこの問題については、問題がなく各地域で対応しているということで事足りていたのかということだったのか、その辺りも、ちょっとこれは再発防止策にもなってくるのかもしれないのですけれども、何かその辺りのお互いの情報共有というか、そういうものは何かされていたのかなという中での、なぜこうなってしまったというのは、何か理由があったのでしょうか。

○福田土地対策課長

すみません、福田です。確かに1997年に条例改正してから、実際に令和2年頃にこういう動き出しをするまでの間は、特に土採取規制条例の動きは、仰るとおり、途絶えてはいます。なので、この間、運よく問題が生じてなかっただけなのか。特にこの県議会で

の質問が続けてこのときは出ていましたが、そういった機会が恐らくなくて動いていなかったんだろうなというのは推測されますが。もちろんそれがいいこととは思いませんが。

○内藤総務局長

これ、2020年10月の関東知事会とあるんですが、ここで国に提案した、知事会として提案したということですよね。その提案県って我々の県だったんでしょうか、この提案県は。関東知事会として出したんだけど、多分、関東知事会の要望は、各県がいろいろなものを持ち寄ってまとめて出すんですよね。それで共同提案があったりするけれども、どこか提案県があるんですよね、普通は。本県だったのでしょうか。条例によるタイミングで減額していたというのは、本県がということなのか、そうではなくて、知事会として、もうみんなそのように感じてでしょうか。

○福田土地対策課長

提案県は、たしか違ったと思います。

○内藤総務局長

どこかのほうですか。

○福田土地対策課長

ええ。

○内藤総務局長

では、本県としては、特にそれに乗っかっていたにとどまっている。

○福田土地対策課長

我々の県ではないと思います。

○内藤総務局長

ないですか。そうすると、この2021年6月に連絡会議をやっているんですけども、それが出てきた経緯といいますか、それは何だったのでしょうか。

○福田土地対策課長

これは富士市のほうで、やはり当時、問題が生じていて、この年より前から、恐らく富士市のほうから言われていて、実際に立ち上がったのは、この年になったということですね。

○内藤総務局長

前からとは、どのぐらい前ですか。

○福田土地対策課長

そんなに極端に、10年間も寝かせていたというようなことはないですから、恐らく1年、2年のそういうスパンだと思います。

○内藤総務局長

1、2年前だと。

○清水総務局参事

清水です。先程の関東知事会のくだりのところですが、条例による限界を感じていたというのあれなんです、この提案に本県も賛同しているということを踏まえると、県としても全国一律の規制が必要だというような認識があったというようなところを言いつつ、ただ、この提案が実現するまでの間に県下一律での規制を検討するような余地もあったのではないかなというような、そのような考え方もあるのではないかと思います。また、山梨県の条例ができたときの対応のところ、今の案ですと、ちょうど逢初川源頭部の盛土について対応していた時期と重なるというところがあったものですから、そこに1つエピソードを加えてみたらなというところがありまして、ちょうどまさしく重なっていて、このときに、ちょうどこの盛土への対応を協議しているときに、土地対策室が、市との協議だったかをしている中で、本条例の規制が弱いというような認識を示しているの、そういうことを踏まえての検討をしてもよかったのではないかな、といったことを。

○福田土地対策課長

なるほど。一文加えましょう。ここは。

○清水総務局参事

そうですね。

公文書としては、D145です。

○内藤総務局長

それは熱海土木の職員が言ったやつですか。

○清水総務局参事

熱海土木ではないです。土地対策室です。

○福田土地対策課長

はい、分かりました。それでは、その辺の文言を加えます。

○内藤総務局長

条例の規制力が弱いということを職員が言っているということですよ。

○清水総務局参事

そうです。

○内藤総務局長

でも、それは間違いですよ。

○清水総務局参事

そうです。間違いです。

○内藤総務局長

先程、望月課長が仰ってくれたように、本来、やり方次第ではしっかり止められる条例であるはずで、そういう考察を書こうとしているのに、一方で、ちょっと書き方が難しいですね。

○清水総務局参事

規制が弱いというのは、条例の本来の武器があるところを使っていないということと、あとは、使いつつ、それでもなお弱いというふうに考えているのであれば、その先も考えてもよかったのではないかなのような。

○片山廃棄物リサイクル課長

よろしいですか。

○内藤総務局長

片山さん。

○片山廃棄物リサイクル課長

■が言っているのは、条例は決して弱い条例ではないですよと言っているじゃないですか。やれることはやれるはずだと言って、県に対してということですか。それとも権限が移譲されている市に対してということですか。

○内藤総務局長

それは市がということですね。市がもっとやれたはずだということを仰っていたので。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういう理解でよろしいですよ。そうだとすることで、県に求められることは、要するに、条例を改正することだったのでしょうか。あるいは別のことでしょうか。

○内藤総務局長

■は、県条例を改正する必要などなくて、今の条例でも十分だということを仰

っています。

○片山廃棄物リサイクル課長

運用というか、やり方で、そこは止まったのではないかということなんですよね。

○内藤総務局長

そういうものがあったので、そこは我々もそう思っている。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこは県が何々すべきだったという、例えば運用に当たってとか。

○内藤総務局長

だから、もっと、県が何を言いたかったかという。

○福田土地対策課長

ただ、県もそういう認識がなかったということですよ。

○内藤総務局長

県もそういう認識を持つべきだった。持ったら、市に対して助言もできたかもしれないということですよ。市が、県の職員も、この条例では規制が弱いと言っているぐらいなので。

○片山廃棄物リサイクル課長

意識が高かったところは、いわゆる上乘せで独自の市町村の条例でやったというところなんですよね。

○内藤総務局長

そうですね。やっているんですけれども、ただ、そんなことをしなくても、実は十分、やり方次第でできたよということですね。

○福田土地対策課長

すみません、福田です。先ほど清水さんが仰っていたこの一文なんですけど、読み上げると、「土採取等条例の規制が弱いため、河川法または森林法による対応が効果的であると思われる」という書き方をしている、なので、より強い規制力を持っている法令があるよということを言いたいのではなくて、必ずしも土採取条例の規制が弱いという部分を強調する必要はあまりないのかなという気がします。より効果的にやるには河川法、森林法を使ったほうが効果的という。



○望月盛土対策課長

土採取条例ですと河川に放流してはいけないという規定がなくて、河川法だと、開発をしない、ある程度、断面がないと放流してはいけないという条文が使えるんです。その意味で、目的が全然違うんですよ。なので、そのようなところを踏まえて、弱いということを行っているのではないかと思うのですが、決して弱いわけではない。使い方が違う、間違っていますよね。

○福田土地対策課長

武器として河川法、森林法のほうが効果的だという意味ではないのかなと思いますが、確かに文字にしてみると、そうやって見えますけれども。

○清水総務局参事

森林法を出してきてしまうと、少しそういう感じがします。

○福田土地対策課長

それは法令のほうが強いですし。

○望月盛土対策課長

森林法もよく分からないんだけど、原形復旧というものもあるし、木を生やせばいいやというんですよ、極端な話。

○大川井森林保全課長

そうですね。それが合理的なやり方であればですね。

○望月盛土対策課長

というのは、源頭部では、じゃあ、土を全部撤去ではなくて、木を生やせばいいという判断はあったんですかね。

○大川井森林保全課長

大川井です。

○内藤総務局長

大川井さん。

○大川井森林保全課長

源頭部、森林法で、2007年から2008年にかけて、土採取等規制条例も合わせて、熱海市も一緒に動いていたとは思いますが、是正をさせているんですよ。その復命書があるものが、時期がいつかということもあるんですけども、その当時、是正されたときには、そんなに盛土量はなかったんで、緑化させることでというような話がある

んですが、それともうちちょっと後の話でしたでしょうか、今の復命書の話は。

○福田土地対策課長

これ、日付は、平成 21 年ですから 2009 年です。

○大川井森林保全課長

2009 年。なので、1回、是正が完了してしまった後に、多分、その間にまた盛土が進んでいたのかということはあるんですけども、その時点で、現場を見たときにどう判断するかということになるかなと思います。

○福田土地対策課長

場面が違う。そこはちょっと考えます。この辺の文言を入れるかどうかも踏まえて。

○内藤総務局長

はい、清水さん。

○清水総務局参事

少し戻りますが、3の(1)の考察のところ、下から2ポツ目の内容は入れますかということなのですが。

○福田土地対策課長

少し言い方がくだけ過ぎている部分ですね。

○内藤総務局長

刑務じゃないですか。

○清水総務局参事

はい。

○福田土地対策課長

文言をちょっと。これは・・・。

○清水総務局参事

一応、最後のポツは、土採取等規制条例のほうで何か引っかかれば、それ以外の法令の許認可とかということにも影響してくるのではないかという、そういうことを仰っているんですよね。

○福田土地対策課長

そうです。

○内藤総務局長

はい、大川井さん。

○大川井森林保全課長

すみません。今の一番最後の「また」の部分の考察なのですが、「その後の都市計画法や森林法の開発行為許可の審査の際に、資力信用の規程に抵触するとして不許可とすることにつながった可能性も考えられる」という最後の一文の、「不許可とすることにつながった可能性も考えられる」という部分が、どこのことでしょうか。ここの区域で伊豆山で森林法だと許可していたのはD工区だけなので、あとは違反の是正をさせた、その話をしているということになるのでしょうか。ちょっと表現が、この都市計画法もそうなのですが、都市計画法は、源頭部はかかっていないですよ。これも都市計画法のほうも、C工区とか、D工区とか、E工区とかの話になるんですか。

○山下土地対策課土地対策班長

これは、別に熱海市の伊豆山に限定していない話です。

○大川井森林保全課長

一般論的な話ということなんですね。

○福田土地対策課長

書き方がちょっと、確かにあれですね。今、大川井さんが仰ったような印象を与えるので、書き方を変えます。

○望月盛土対策課長

実際に伊豆山に行ったときに、日金町とか、上多賀とか、同じことをやっているんですよ。しかも、無許可でやっているところもあるし、そういうところをつかまえて、そこで罰していけば、もしかしたらというところがある。

○福田土地対策課長

そうですね。後々の何かで、この業者にとってのデメリットにするという使い方ができると思います。

○内藤総務局長

ここで言っているのは、罰金のみ罰則であっても、その後の都市計画法とか森林法の開発行為は、源頭部ではなくて、その後どこかで、そいつがまた何かやろうとしたときに止められるということを言っているんですよ。

○福田土地対策課長

そうですね。ブラックリストに載るよと。

○内藤総務局長

源頭部という意味では、特に止められたわけではないですか。

○福田土地対策課長

そうですね。時間的に。

○内藤総務局長

ここで罰金を取っておいても止められなかったと。

○片山廃棄物リサイクル課長

片山です。これ、罰則の適用をするときは、手続き的には告発とかをするんですか。

○福田土地対策課長

はい。告発しないと恐らくできないと思いますが。

○望月盛土対策課長

躊躇なく告発するとか、入れておいたほうがいいのではないのでしょうか。

○内藤総務局長

4番の今後の対策のほうにも関わってくるかもしれないですが、やっぱり何かまずいことになったら、躊躇なく適用するということが大事ですね。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

今まで、あまりそういうこと、躊躇していますよね、やっぱりね。こういうのって。

○福田土地対策課長

その姿勢は大事ですね。

○清水総務局参事

ごめんなさい。事実関係の確認だけですが、先程の3の(1)のイの考察の1ポツ目のところに、「1996年(平成6年)頃に」となっているじゃないですか。これは、県が令和4年5月に出した見解と対応のほうを見ると「1994年」と書いてあるのですが。

○福田土地対策課長

1996年が平成6年と書いてある。間違いですね。1994年ですね。仰るとおりです。

○山下土地対策課土地対策班長

すみません。間違えました。

○清水総務局参事

あともう1つが、同じところの2ポツ目で、「実際は、2市1町以外にも、条例施行に向け検討中であった」と書いてあるんですけども、あともう1つ、その下のほうで、「厳しい条例を制定した富士市等において、条例施行後も違反事案が発生している状況」と書いてあるのですが、これは何に基づく事実なのか分からなかったのですが。

○福田土地対策課長

恐らく、処分歴をいろいろ調べて、富士市なんかで処分しているということです。

○清水総務局参事

恐らくというと、どこかの部分に、逆に言うと、こちらの事実関係に入れてもいいのかなと思いましたが。考察でいきなり出てくるものですから。

○福田土地対策課長

なるほど、具体的にね。

○清水総務局参事

ええ。何かその事実が分かるようなものがあつたほうがいいのかと思ひまして。

○福田土地対策課長

はい。分かりました。これがどういう意味かということですね。

○内藤総務局長

よろしいですか。

○山下土地対策課土地対策班長

すみません、先ほどの関東知事会の共同提案の発議は、茨城県です。

○内藤総務局長

茨城県ですか。じゃあ、神奈川、山梨、茨城でもそういう問題があつたんですかね。

では、最後、4番の考察を踏まえた再発防止に向けた対策の記載について、意見交換をしたいと思います。御発言のある方、お願いします。

○清水総務局参事

すみません。

○内藤総務局長

はい、清水さん。

○清水総務局参事

自分もあまり具体的なことで言えないのですが、今の2ポツ目と3ポツ目が、何となくすごく抽象的な気がしました。なので、例えば、盛土対策会議であるとか、対策会議の地域部会であるとか、110番だとか、こういったものを活用していくことによりとか、何かこの土石流災害を受けて、実際に県としてつくったもの、市町と一緒につくっているものとかも挙げながら、こういうものをしっかりと活用していくことで実効性を高めたいみたいな、何かそのような具体例というか、何かあったほうがいいのかと思いました。

○福田土地対策課長

はい。加えます。

○内藤総務局長

今の質問と似ているのですが、2ポツ目の、「現場において適正な運用がなされているか」を確認をするということなのですが、説明はですね、「法令制度そのものを点検する視点も持ちつつ、継続的に確認」って、ちょっと分かりにくいなと思ったんですが、具体的には、例えば現場でパトロールをやるとか、そういうことですか。そういうことも含まれるんですか。

○福田土地対策課長

要するに、法令の見直しが必要かということですね。場合によっては、条例を改正するとか、法令を改正するとか、そういう視点も持ちつつということです。

○内藤総務局長

そういう視点ですか。「確認」というのは、制度が現場にしっかり合っているかを確認するということを言っているのですか。現場を確認するという意味の確認ではなくてですか。

○福田土地対策課長

現場において適正な運用がなされているか確認を行っていく必要があるということですね。ちょっと分かりづらいですかね。

○内藤総務局長

そうすると、現場も確認するということですね。

○福田土地対策課長

はい、そうですね。

○内藤総務局長

はい、分かりました。

○片山廃棄物リサイクル課長

いいですか。片山です。盛土のほうは、このような形で規制が強化されているのですが、ちょっと技術的なところは分からないのですが、切土のところは危険性はないのでしょうか。崩落とか崩壊とか。今、条例が2つになってしまっていますが、盛土のほうは条例が新しくできて強化されていて、残ってしまったほうの条例の対応はどうかと思いついて、そこの確認といいますか、今後の運用のような、そこのところはどうかかなと、今少し思ったのですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

でも、今まで切土の話は一切出てこなかったですよ。そういう面では。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。条例自体はあれですものね。全部が土採取条例が改正されて、切土と盛土がという話ではないんですよ。

○福田土地対策課長

今は静岡県は確かにみんなそういう状況になっていますが。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。これはこの後は改正されていくのですか。そうでもないですか。盛土条例ですし。

○望月盛土対策課長

盛土新法は、盛土なんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。切土だけ条例になってくるんですか。

○清水総務局参事

そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことですね。

○山下土地対策課土地対策班長

いえ、盛土規制法は切土も含めての規制のはずです。だから、土採取条例がもう必

要なくなるのではないかという。

○清水総務局参事

それでは、条例を見直すというか、廃止する準備とかも進めているということなんですか。

○山下土地対策課土地対策班長

なので、全て盛土規制法の中に包含されてしまうのであれば、それをさらに上回る、それか、そこから漏れる部分についてだけ、じゃあ、条例を残しておこうかということ考えた上で……。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと、環境部門をどこまで残しておくかとかですか。

○清水総務局参事

そこら辺の整理をしているということになります。たしか2年後ぐらいでしたか、適用される可能性は。

○望月盛土対策課長

改正自体は終わっていますので。

○清水総務局参事

既に施行されているんですね。

○福田土地対策課長

施行されているなら、後は区域の問題か。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと、指定をどうするかという話ですよ。少しずれてしまい、すみません。

○内藤総務局長

いいですか。2ポツ目、3ポツ目は、もう少し例を挙げながら書いていただくということで。

○福田土地対策課長

はい、そうですね。具体例を。

○内藤総務局長

先程言ったような、違反があった場合でも躊躇なく適用するとか、そういったことも入



れていただきたいなと思います。

ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。では、取りあえずこれで、また直していただいて、それをまたベースに御意見を伺いたいと思います。一旦休憩をしたいと思います。

( 休 憩 )

○内藤総務局長

それでは、引き続き、廃棄物処理法について行います。

それでは、片山課長、お願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

お願いします。廃棄物処理法ですが、前回、1から3をまとめたところの修正を少ししまして、図柄等も入れたものですから、全体を通して説明をしたいと思います。

まず、1番でございますが、内容的には、おおむね、いわゆるポツで説明している内容については変わっておりません。それから、※印で、※1番や※2番というところで、行為者が誰かというところを詳しく説明を入れております。

それから、2ページ目にいきますが、ここでは、場所の概略図を追加させていただきました。伊豆山で起こった事案というか、廃棄物が野積みにされていたという源頭部北西側区域とありますが、ここに廃棄物があったわけですが、この元というか、解体廃棄物が出たところがどこであったかという場所を表記して、そこにあった解体現場の廃棄物がここに持ち込まれて野積み状態になったんだよというようなこと、それから人の関係なども入れさせてもらっております。それから、残土がどこから持ち込まれたのかという、そのようなことが分かるような概略図を入れさせていただきました。

それから、3ページは変わっておりません。

それから、4ページのところですが、ここは文書の順番を入替えたりして、それから廃棄物の処理基準のようなものとは何か、というような、保管、収集、運搬、処分という、そのような基準について説明を加えています。

5ページにいきまして、建設廃棄物について、中段のところで、排出事業者が誰か、処理責任はどうだというような説明を加えさせていただきました。

あとは、土砂や伐採木の取扱についてという考え方を、6ページの後半のところに入れさせてもらいました。

1、2のところにつきましては以上です。

それから、3番のところ、源頭部北西側区域、いわゆる⑥区域における事実関係の整理、これにつきましては、前回までA3の縦で、①源頭部のところと、⑥区域の部分がA3縦に入れてありましたけれども、北西側区域だけの事実ということで、ここに入れさせてもらっています。それが15ページまでという形で入れ込んであります。ここが事実

関係の整理、時系列的なものになります。

それから、4番以降ですが、ここが今回以降で検討いただく内容になります。

まず、4番の事実関係を踏まえた論点と考察ということで、前回というか、直近でいただいた論点ですと、3番のところの一番最後にというような案だったのですが、4番の冒頭に入れて、それを踏まえて事実を書いて、それで考察をしたらどうかということで、要は、3番の最後ではなくて4番の頭に、今、入れさせてもらっています。

論点のところを書いてございますが、こちらにつきましては、前回までで議会の提案があった項目について、ここでまず1回論点として全部入れてあります。

それで、そのポツの後に(1)とか(2)と表示してございますが、こちらにつきましては、その論点に対しての説明ということで、(1)、(2)で説明していますとか、(2)、(3)で説明していますとか、そういうようなまとめ方にしてございます。

まとめ方につきましては、8月の時点で作成したいいわゆる項目立て、これに沿って並び方を変えたような形になっておりますので、例えばですけれども、(1)といたしまして、事案の初期対応について、これがどのようになっていたのかという事実関係が、各ポツに書いてあります。

アのところで、確認・判明した事実のポツの内容につきましては、前回と表現等は変わっているかもしれませんが、基本的に追加等をした事項はございません。

それから、16 ページにいていただきまして、例えばですが、先ほどの(1)は、事案の初期対応の事実関係について事実関係を整理しまして、イの考察ということで、①というように書いてございますが、こちらが、考察が廃棄物の関係は全部で今、16 項目ございます。それぞれの項目に対応する考察をそれぞれに設けておりまして、例えば、事案の初期対応につきましの考察については、事実関係を整理すると、①として任意の間取調査、それから、間接強制を伴う法に基づく 18 条報告によって事案の対象者の特定や全容把握のための調査を実施している。また、建物解体における産業廃棄物の排出事業者を特定するための調査を行っているというところで考察が1つ整理されているということでございます。

それから、次の(2)でございまして、18 条報告の聴取、排出事業者の特定につきましても、基本的に確認・判明した事実については、特段、追加等はしていません。

それで、排出事業者が産業廃棄物を保管するようなケースについてですが、少し裁判所の判決などをここにに入れて考え方の参考としてあります。

18 条報告や排出事業者の特定に関する考察でございまして、②と書いてありますが、排出事業者の特定に至らなかったが、全容把握に向け、■■■■ら関係者との駆け引きを繰り返し、産業廃棄物の適正処理を促すべく行政指導を重ねた手法は適正だったと考えるという考察としています。

それから、(3)のところでございますが、対象者への指導ということで、こちらにつきましても、確認・判明した事実というところは、表現等は基本的には変えておりません。

その中で、排出事業者の考え方をここに※印で追加しております。

それから、ここも変わっていません。

考察としましては4項目でございまして、まず③ということで、■■■■

に対して、いたずらに指導を続けたのではなく、並行して土地所有者たる■■■■■に対して清潔保持の義務の履行を求め、がれき類等を適正に処理するよう20回以上の行政指導を重ねているということは、裁量の範囲内での適切な対応だと言える。

それから、しかし、■■■■■は、資金難を理由に県の指導を拒み続け、改善が見られなかった状況を悪質と捉えれば、技術的な専門家への相談のみならず、弁護士に相談するなどの選択肢も考えることができたと思われるという考察。

5番目、廃棄物を残置した前の所有者の■■■■■に対して指導を継続する必要があったものの、土地所有者の変更という状況変化は、新たな土地所有者たる■■■■■による撤去が現実的かつ速やかな事案の解決であるとも考え、■■■■■に対する指導から■■■■■への撤去要請を進めることに力点を置いた。野積みされた廃棄物を現実的に処理させる方策を探ったことは合理性があると考えられる。

それから⑥、なお、本事案における現所有者の■■■■■の関与時期は、■■■■■からの土地を取得した2011年2月以降と考えられる。県が源頭部に持ち込まれた残土の中に「木くず」を確認した時期が2010年8月31日であることから、当該「木くず」が■■■■■の関与によって投棄されたとは考えられない。また、■■■■■の関与による投棄を調査した記録はないということで、こちらのほうの内容も基本的には変わっておりません。

それから、(4)番ということで、行政処分の可能性の判断ということで、この項目もそのまま残してございます。

アとしては、確認・判明した事実、ここにつきましても、特段大きく変えたところはございません。

イとして、考察でございますが、⑦として、■■■■■によると推認された不適切な廃棄物の処理状況に対し、「措置命令」の発出も視野において証拠を集めるため、廃棄物処理法に基づく18条報告を行っており、事業者の悪質性の認識が甘かったとの指摘は当たらない。

⑧番として、措置命令に至らなかった理由は、調査結果から措置命令の発出に必要な要件を満たす事実が明らかにならなかったためであると。

また、⑨番として、生活環境保全上の支障についても、将来的な支障のおそれを視野に入れて弁護士へ相談することも打開策の1つとして考える余地はあったと思われるが、当時の対応は裁量の範囲内だったと考えられる。

⑩番として、土地の購入をした時点の■■■■■には、廃棄物処理法の排出処理事業者としての法的責任はなかったが、廃棄物を埋め立てた■■■■■の行為に対し、早期に行政処分をする方針をさらに入念に検討すべきだったという指摘はあり得るということで、この考察をまとめております。

それから、(5)といたしまして、源頭部に持ち込まれた木くず混じりの土砂に対してでございますが、こちらにつきましても基本的な記述の追加等はありません。

ここにつきましては、判明した事実のところについては、ここも特段、前回と変わっておりませんが、考察についても、⑪番といたしまして、県は処分者等を特定できなかったこと、それから源頭部における■■■■■の残土処分作業は終了していたこともあり、「木くず」搬入の事情等を知っていると推認された■■■■■の■■■■■に報告を求めるよう指導票を交付し、

源頭部法面の修復作業に従事していた■■■■の■■■■に「木くず」を取り除くよう指導した対応は適切である。

⑫番、指導の対応の結果、関係者により当該「木くず」混じりの土砂は源頭部北西側区域に移動され、県は2010年11月19日に当該作業の完了を確認した。なお、移動した「木くず」混じりの土砂の移動ではなく、適正に処理するよう明確に指導すべきだったということで考察としております。

それから、もう1つですが、源頭部に持ち込まれた廃棄物に係る対応についてということで、確認した事項につきましては、こちらについては、図のほうも変わっておりません。

それで、整理した事実関係につきましても変わっておりません。

それから、イ、考察として、⑬番で、県は、「瓦くず、陶器くず等」については、適正に処理するよう指導したが、後日の現場確認の際には、当該廃棄物はなく、追究ができなかった。源頭部進入路付近に下ろされた廃棄物の処理状況の確認を行った県の記録はなく、処理先まで確認する必要があった。

⑭番として、なお、源頭部に新たな廃棄物が投棄される懸念があり、定期的に周辺を監視する必要があると判断し、これ以降、継続的なパトロールを実施したことは適正な対応であったということで考察をまとめております。

それから、(7)ということで、廃棄物処理法から見た関係機関との連携でございませうけれども、こちらにつきましても事実関係の整理は変わっておりません。

考察といたしまして、こちらにつきましては、⑮番、源頭部の崩落の危険性指摘等に対する対応については、源頭部崩落の危険性の情報提供があったが、廃棄物処理法を所管する部署、職員に、土木工学的な知見がなかったこと、併せて通報者からも土木部署等に連絡したという申立てがあったことから、関係部署に情報提供や確認を改めて入れるという考えには至らなかった。

⑯番として、他法令を所管する熱海市や関係機関と情報共有を行い、連携して対応する意識が不足していたと考えられるとまとめています。

5番といたしまして、この考察を踏まえた再発防止に向けた対策ということで、基本的には再発防止に向けた対策を書けばいいのですが、前回のときには、まとめという項目がありましたが、それが考察のほうにいくのかなと思いつつも、まとめがあったらどうかということ、ここに少し、半ページぐらい考察のまとめとして記述を入れさせてもらいました。ここについては、場合によっては考察のほうに混ぜるのか、あるいは不要として切るのか、その辺は御意見をいただければと思っております。表現等も御意見をいただければと思います。

県は、熱海市日金町の解体工事現場から源頭部北西側区域にがれき類等が持ち込まれたことが確認されたため、解体工事現場に残存するがれき類等が飛散・流出する危険性を考慮し、解体廃棄物現場の改善、これは日金町のほうですが、こちらの改善を優先した監視・指導を行っていたということが、いわゆる廃棄物処理法で見たときの職員の対応の基本的なこととございます。

これらの対応は担当職員個々の経験や知識だけで対応していたわけではなく、本県が平成15年に設置した不法投棄撲滅対策本部を中心に、本庁・出先機関の職員が定

期的に不法投棄対策推進会議を開催して、不適正処理が行われた事案の実態を共有し、処分者等の指導や監視方法を協議して対応したということでございました。

廃棄物処理法は、度重なる改正により、排出事業者責任の徹底や罰則の強化が行われてきたが、全国的な最終処分場の逼迫を背景に県域外からの産業廃棄物の流入や、“土砂と称して廃棄物を処分する”など複雑・巧妙化されているということです。

こうした産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の根源は、それを行った処分者等であり、法の抜け道や、行政が指導しにくい事情を知って、指導を聞かないことを自ら吹聴する者や、関係者などの情報を黙秘し、黒幕や関係者を恐れて身の保身を図る者や、関係を知られた担当職員を恫喝してくることもあり、廃棄物行政に関わる職員は事実関係の把握に多くの時間と労力を廃棄物処理法に基づく権限の範囲、ちょっと文章がおかしいですね、廃棄物処理法に基づく権限の範囲で行使・駆使をすることになる、あるいは努めているということでございます。

本題のほうに戻りますが、源頭部北西区域に持ち込まれたがれき類等への対応については、行政裁量として認められる範囲内であって、県の指導は適切であったと言える。しかし、■■■■の「善意をもって撤去する」との言質に期待し、行政指導がいたずらに繰り返される運用が確認された。こうした言質を悪質なものと捉え、断固たる姿勢により廃棄物の処分者等の特定に関する調査、不適正に処理された産業廃棄物の適正処理に係る指導及び事実認定による行政処分の判断を迅速に行い、違反行為が継続することのないよう監視・指導をしていく必要があると。

一方で、県は現在、今般の土石流災害の再発防止の観点から最悪の事態を想定し、災害防止を目的とする他法令所管部署に情報提供・共有を迅速に判断するため、以下の取り組みを進めているということで、ここの項目を増やしまして、再発防止対策ということで記述しております。

(1)といたしまして、廃棄物処理法令の厳正な運用ということで、1ポツ目、今後、指導を行う際には、行為者への指導内容の明確化、指導後の業務確認のため、文書による指導、それから記録保存、これを励行していくということでございます。

また、行政指導による改善が見られない場合には、法的効果を伴う行政処分を講じるため、過去の事例にとらわれることなく、環境省の『行政処分の指針』の厳格運用に努め、速やかな違反行為の把握・事実認定に取り組む。具体的には、専門機関や弁護士と連携しながら、関連する事例や参考となる判例を迅速に収集して職員間の技術や知識を高めるとともに、監視・指導の手法に反映していくということです。

なお、対応困難事例につきましては、速やかに法務課に支援を要請するというところで法令を厳格に対応していくということに努めるということでございます。

それから、(2)といたしまして、DXを活用した監視・パトロールということで、地上からのパトロールだけでなく、デジタル技術を活用した衛星監視やITを活用していくということもやっていくということでございます。

(3)といたしまして、“廃棄物混じりの土砂”への対応ですけれども、廃棄物混じりの土砂に対する各法や県の盛土条例が相互に連携できるよう、令和4年度から、職員を相互に兼務するなどして、立入検査や情報を共有して対応しています。

令和5年度から、盛土対策課兼務職員に廃棄物処理法に関する研修を実施しており、人事異動のある年度当初に研修を実施しており、これを継続していくということで対応していきます。

それから、(4)番といたしまして、関係機関との連携ですけれども、“廃棄物混じりの土砂”と思われる事案については、“盛土等対策会議”、この委員として関係機関に事案を報告し、情報共有を図っております。

それから、残土は、建設工事現場から発生するわけですが、残土の約8割は公共工事から出ているということで、上流の対策ということで、上流と言うと川のイメージになってしまいますが、予防対策ということで、公共工事を発注する公共工事所管部局に対しまして、廃棄物と土砂の分別の徹底による廃棄物の適正処理を周知・啓発していくということをやりたいと考えております。

最後、23 ページは参考で、『行政処分の指針』を付けてございます。

取りあえず、考察と、最後の再発防止対策につきましては、今、このように考えております。

以上であります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。1番、2番、3番のこともありましたが、とりあえずは論点のところよろしいでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね、はい。

○内藤総務局長

15 ページの4番の事実関係を踏まえた論点と考察の部分、これについて、御意見、御質問等ありましたら、お願いします。

長いですが、これ。考察は、①、②、③と分けた意味はあるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

法令に基づいた行政手続を意識した場合、まず、事実関係をしっかりと整理するという初動の対応がまずできたかということ。それから、18 条報告という手続を取って事実認定をなさいという、行政処分の指針に、そのような基本的な手続が書いてありますので、それがしっかりとやれているかというところで、項目は今、2つに分けてあるわけですが、場合によっては、1つにしても、それはいいかなと思っています。今は2つに分けてあるということです。

○内藤総務局長

ここはいいと思いますよ。

例えば、この(3)のところの考察が、固まっていますが、③、④、⑤、⑥とありますね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここが少し分けにくかったので、今、当面の手当てとして、論点のところでは言われているポツが7つあるわけですが、分け切れなかったのもので、今ここで、(1)で説明しています、(2)で説明していますというような形で、今、暫定的にこのような記述にさせていただいております。時間をかければ、ここはもう少し整理ができると考えています。

○内藤総務局長

すみません。ちょっと私の言い方がよくなかったのかもしれないですが、この③、④、⑤という番号を振る必要があるのかと思ったのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここは、まとめていく際に、ポツや囲みにして、ここが考察ですよ、という見せ方はできるかなと思います。議論するときに、考察の何番というほうが分かるかなと思い、今、そのような形にしています。

○内藤総務局長

分かりました。

○清水総務局参事

すみません。

○内藤総務局長

はい、清水さん。

○清水総務局参事

まず、この論点と考察部分の全体の構成のところですが、論点ごと、ほかのものは論点ごとに考察を書いているものですから、同じようにしたほうが、ほかの並びと見ていいのかなと思います。論点1個1個について考察していくというような。今のスタイルですと、1個の論点について、(1)と(2)で見えていますみたいな感じになっているんですが、それですと何となく読んだときに、それぞれ(1)と括弧のものを見たときに、(1)に書いてあるところが、1ポツ目の論点についての見解なのか、2ポツ目の論点という感じなのかと。

○片山廃棄物リサイクル課長

1対1対応になっていないんですか。

○清水総務局参事

そうです。そこが分かりにくくなってしまおうような気がする。論点ごとのほうが、何か逆にまとめやすいのかなと少し御説明を聞いていて思ったのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

それか、場合によって、分け切れられなければ、再掲にしてしまうという方法もありでしょうか。

○内藤総務局長

そうですね。そのほうがいいです。

○片山廃棄物リサイクル課長

それでよろしいですか。

○内藤総務局長

16 ページの一番上の考察のところ、考察の①ですが、ここ、調査を実施しているとか、調査を行っているで終わってしまっているのですが、要するに、適切であったということをお願いということですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。ちょっと意見があったか、ちょっとこだわりがあったのが、「適切であった」という言葉と、「妥当であった」とか、その辺の言葉をどう使ったらいいかなというところがあって、ここは少し戸惑ったというか…。

○内藤総務局長

ああ、なるほど。そういうことですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○内藤総務局長

そうですね。どういう用語が適切なのかについて、そこはまた引き続き検討させてください。「妥当であった」というのか、「適切であった」というのか。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。取りあえず入れてみます。文章にしてみます。

○内藤総務局長

18 ページの一番上というか、17 ページの一番最後から続いているのですが、「本事業における現所有者の■■■■の関与時期は、■■■■からの土地を取得した 2011 年 2 月以降と考えられる。県が、源頭部に持ち込まれた残土の中に「木くず」を確認した時期が 2010 年 8 月 31 日であることから、当該「木くず」が■■■■の関与によって投棄されたとは考えられない」、その後、また「また、■■■■の関与による投棄を調査した記録はない」と



書いてありまして、これが何なのか。

○片山廃棄物リサイクル課長

一文にしてしまったほうがいいですか。

○内藤総務局長

そうですね。ですから、「■■■■の関与による投棄を調査した記憶はないが」とかをどこかに入れて、だけど、時期がこうなので、「■■■■の関与で投棄されたとは考えられない」で終わったほうが自然かなと思ったのですが。

というか、時期が、■■■■が取得したのが2011年2月で、木くずを確認したのが2010年だから、関与があるわけないんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。けど…。

○内藤総務局長

「調査した記録はない」とかを書いてしまうと、じゃあ、しっかりと調査しようということと言われかねないというか、これについては調査する必要もないと思いますけれども。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。だから、議会からの検証が必要だとされている項目にはなっているのですが、そこはどうかなどは思ったんですが。

○内藤総務局長

なんでこれ、言われたのかな。時期がもうこんなに、■■■■に渡る前の話なのに、なぜ現所有者が関与している、していないみたいな話になったのか。

清水さん。

○清水総務局参事

恐らく、■■■■の話があって、伊豆の■■■■のやつが所有者である■■■■の人に命令を出しているものですから、それと同じようにやれたのではないかという考えがあったのではないかと。■■■■の場合は、そこに投棄された廃棄物の上に■■■■の人が土をかぶせたもので、それをもって処分をしたという整理で所有者のほうに命令をかけたという経緯があると思うのですが、そういう経緯を多分御存じないというか、あまり認識がされていなくて、所有者にも命令をかけられるんだというような。あっ、違うか。伊豆の■■■■と同じように■■■■が関わっていれば命令できたのではないかと思うもので、そこもしっかりと調べたのかという、そういう意味ですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

当時しきりに言われたのが、土地所有者に命令がかけられないのかということは、当時の特別委員会の中でも何回かそれはいろいろな先生から質問があって、土地所有者だから措置命令がかけられるわけではなくて、そういった行為をしたという事実があるから、それをやった行為者に対して措置命令がかけられるんだというような、そういった説明はしているのですが、そこのところがあるけれども、あえてこういう質問も、もう1回されたのかなという感じはしています。

○内藤総務局長

それを言われたときは、時期というか。

○片山廃棄物リサイクル課長

ええ、時期の話は全然なくて。

○内藤総務局長

なくて。

○片山廃棄物リサイクル課長

最後に出てきたら、こういうことも確認したら検証の内容にはなかったもので、このところも確認したらどうだというような、そういうような提言内容になったのではないかと考えています。

○内藤総務局長

では、特に委員会の中で片山さんに質問があったわけでもないのに、いきなり提言が出てきてしまった。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。ここについては、⑥と①との関わりがあるので、こういった質問、質問というか、調査をしたらという項目が出てきたのではないかと推測はされます。

○清水総務局参事

委員会の中で、所有者に命令をかけられるのではないかと、というような質問はありましたよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。そのときの議論されている場所というのは、あくまで源頭部だけなので、⑥まで広がったときには、その関係性が出てきて、そういったところも確認してはどうかという、そのような意図ではないかと考えています。

○内藤総務局長

それとちょっと違うような気がします。別に関与しているとかではなくて、所有者が関与している、していないとかではなくて、別に所有者に命令できるかできないかということ。特別委員会は言っているんですよね。関与しているとかじゃなくて。

○清水総務局参事

いや、関与していれば命令できるということだったと思います。

○内藤総務局長

所有しているだけでは。

○清水総務局参事

所有者だからという理由だけでは命令できません。

○内藤総務局長

書いてある。確かにそう、廃棄物の投棄に関わっていたかどうかを調査。

○片山廃棄物リサイクル課長

だけど、自分が買うかどうか分からない土地に、あえて、自分が土地を買う前に、そこに木くずなり廃棄物を持ってきて、その後に自分がそこを買う、そういうことは普通ではないというか、あまり時系列的なものを考えてもちょっとどうかなというところはあるので、一般的に考えると、このような考え方になるのかなと思います。

○内藤総務局長

そうですね。どうなんでしょうかねこれは。まだ買う前だけれども、将来自分を買うから、ここに木くずを捨ててやろう、そういう意味はないですよ。大体木くずというのは、別にどこから来たものかというのは分かって…。

○片山廃棄物リサイクル課長

どちらの。源頭部に持ち込まれた…。

○内藤総務局長

元は源頭部にあったものですね。源頭部から源頭部北西側区域に…。

○片山廃棄物リサイクル課長

に持っていったわけですね。

○内藤総務局長

持っていった木くず混じり、その木くずというのは、どこの木くずかというのは、それは

分かっていないんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長  
一応、分かってはいるのでしたでしょうか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理  
分かっていません。

○片山廃棄物リサイクル課長  
分かっていない。土の中に入っていた。

○内藤総務局長  
どこの土に入っていたのか。ちょっとこれ、「          の関与による投棄を調査した記録はない」と、ここであえて書いてしまうと、何か。

○片山廃棄物リサイクル課長  
そういうものを一文にしてすっきりとさせた方がいいということでしょうか。

○内藤総務局長  
そうですね。調査はしていないのかとか言われてしまうと、するわけじゃないですか。  
何かありますでしょうか。清水さん。

○清水総務局参事  
中身の内容ではないのですが、先程事実関係のところ、木くずまみれの土砂のものは入っていないと仰られましたか。⑥の区域の事実関係だけ入れていますという御説明ではない。

○片山廃棄物リサイクル課長  
事実関係の中に。どこでしたでしょうか。

○清水総務局参事  
木くず混じりの土砂の事実関係と、⑥区域に持ち込まれた、搬入された廃棄物の事実関係は分けて書いたほうが分かりやすいのではないかと思ってですね、分けて書いて、それぞれ木くず混じりの考察と⑥区域の搬入された土砂の考察という形で、論点もそれぞれ、木くず混じりのものと、⑥区域に持ち込まれたものと分かれているので、そのようにしたほうが見やすいのではないかとちょっと思ったんですが。

○内藤総務局長

今のA3のものは、2つの…。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね、はい。

○内藤総務局長

あれがミックスされた状態になっていますか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

木くず混じりの土砂の話は、(5)番で整理しています。

○片山廃棄物リサイクル課長

移動したということが書いていないのか。

○清水総務局参事

この後で3番のところの事実関係に、木くず混じりの土砂とかの関係は何もない。

○内藤総務局長

7ページのところからの事実関係の整理のところはどう入っているのかということですね。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

そもそもタイトルが「⑥区域」と書いてあるので、「源頭部北西側区域(⑥区域)における事実関係の整理」。

○片山廃棄物リサイクル課長

このまとめ方があれか。やっぱり①が欲しくなってくる。

○内藤総務局長

そうですね。提言が分かれてしまっているものですから。申し訳ないですけど。増えちゃうので。

○清水総務局参事

場合によっては、ここの⑥区域の関係で考察までやってしまって、その次のチャプターじゃないですが、木くず混じりの土砂という、事実関係から考察という感じにしてもいいかもしれないですけど。先に事実関係だけ2つ並べて、考察を2つ並べても、また見にく

いかもしれないので。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

確かに難しいな。しかもページがものすごいことになってしまう。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。

○清水総務局参事

あと、事実関係をもう少し精査するかというのはあるのかもしれないですけども。

○内藤総務局長

またさ、書かないと書かないで、なぜ書いていないとかというふうに。

○片山廃棄物リサイクル課長

木くずのところは、もう1回注意して、全体が、事実関係のところに書いてあるかと、あと、うまく木くずは木くずでまとまっているか、ちょっとそこは書き方を考えます。

○内藤総務局長

すみません。

○清水総務局参事

総務委員会に出した資料だと、それなりに木くず混じりのやつで事実関係はあったので。

○内藤総務局長

なんか、記者が、廃棄物は、2009年だか10年以前の検証をされていないみたいなことを書いていましたけれども。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。そのところも、今、事実関係の整理の冒頭のスタートが2009年の、

○清水総務局参事

2月ですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

2月なものですから、その記者が言っているのは、平成15年、16年。

○内藤総務局長

その方は何を念頭に言っているかという、やっぱり木の…。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。あれが「木くず」じゃなくて、廃棄物の木、丸太、伐採木だという考えの下でなんですよ。

○内藤総務局長

あの伐採木のことを書かれないと。だからあれと言うんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

あれが廃棄物処理法のこの整理の中に書いていないじゃないかという言い方をしていたので。

○清水総務局参事

そういう形ではお見えになった…。

○片山廃棄物リサイクル課長

新聞記事で。

○清水総務局参事

なっていましたっけ。

○内藤総務局長

新聞記事ではね、だから、それだとは言っていないですよ。要は、廃棄物処理法については、2009年以前のやつは対象になっていないみたいなことを言っていて、じゃあ、何を対象にすればいいんだということまで書いていないんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。そういう言い方ですね。そうなんです。

○内藤総務局長

あれのことなんですよ、だから。

○片山廃棄物リサイクル課長

だから、このところにそれをに入れていくと、また遡っていく話になって、そこって実は、

廃棄物処理法としては、全体というか、特にどこに絞って指導していたかという、解体現場があった日金町という別のところの解体現場の廃棄物が⑥という源頭部北西部に置かれたというところで、置かれたところはやむを得ないんだけど、全体とすると、日金町の解体廃棄物をどうするんだという指導だったものですから、極端なことを言えば、D工区とかE工区とか、そっちのほうの開発行為とは基本的には別の視点で廃棄物は指導していた。その関係で関連性がある事業者がいたので、例えば①、源頭部と言われるところの残土搬入のところや、そういったところにも何か関連していったら、全体で見ると、そういう図式にはなってくるのですが、廃棄物処理法で見ていたときは、全然違う視点で対応していたということです。

○望月盛土対策課長

少し質問をいいですか。

○内藤総務局長

望月さん。

○望月盛土対策課長

その2ページのところを見てもらって、概略図、一番上の、日金町のあれじゃないかみたいなの、ここが■がやって、それを源頭部に持っていつている。その下に、「■は建設業許可・解体工事業登録なし」と書いてあって、これは運搬すること自体は違法ではないんですか。廃棄物として。

○片山廃棄物リサイクル課長

解体業で……。■は持っていなかったでしたっけ。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

■は、ちょっと分かりません。

○片山廃棄物リサイクル課長

でも、自社物ならいいんですね。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

ええ、そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

自社物なら。

○望月盛土対策課長

自社物なら解体して、それを自分の保管する場所に持っていつても問題ない。



○片山廃棄物リサイクル課長

ないです、はい。そこはいいですね、自社物なので。要するに解体工事が出るごみは自分のものですよ、だから、自分のものを自分で運搬するんです、自分の敷地のこっちにある敷地に動かすんです、そういう主張というか。

○内藤総務局長

日金の廃棄物は、全部⑥に入ったんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

まあ、全部入っています。

○内藤総務局長

⑥ばかり。これはちょっとそれてしまうんですが、下の源頭部のところは、■■■、■■■と■■■に分かれていますのですが、これは全部①ということでもいいですか。源頭部上部というのは、それは①の上部ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

①の上部です。

○内藤総務局長

ということでよろしいのですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○清水総務局参事

上部というと、どこら辺のことですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

崩れたところと……。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

崩れたのは、源頭部上部の全部ではないですけども、その一部が落ちたところから下へ落ちたという感じです。■■■の部分も含めて。

○片山廃棄物リサイクル課長

あれを見ると分かるのかな。さっきの資料が一番たくさんついているのが、この中の…。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

なかなか絵にしにくいのですが、■■■がやった斜面に対して、その上に■■■と■■■が土を上から乗せていった部分に、結果的に崩れたのは、■■■の部分を含めて、■■■、■■■がやった部分も含めて落ちているということです。

○内藤総務局長

■■■のやったものも全部落ちてしまった感じですか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

そういうことです。

○内藤総務局長

全部落ちてしまった。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

はい。

○内藤総務局長

木くず混じりというのは、■■■なのか、■■■なのか、■■■なのかというところ。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

恐らく■■■がやっていたもの。

○内藤総務局長

■■■なんですか。じゃあ、■■■のところの県外の残土というのは、特に廃棄物みたいなものは混ざっていなかった。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

そこには廃棄物が入っていたということは、少なくとも確認したことはないです。

○内藤総務局長

■■■というところから来たやつは、どこでしたか。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■は、土として■■■。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

■■■で入っているものは、廃棄物が含まれていたことが確認できています。

○清水総務局参事

あれは■■■■何とかの……。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■■、そうそう。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

それはずっと後(あと)になります。後というか、■■■■、■■■■よりも後。

○内藤総務局長

後。

○片山廃棄物リサイクル課長

これ、どれかな。D、違うな。Aの170。どれかに分かりやすい紙が……。Aの114、違う。Aの114を開けますかね。

○内藤総務局長

Aの114。これかな。Aの114は、これしかないです。

○内藤総務局長

うん、1枚紙。

○清水総務局参事

1枚紙しかない。

○片山廃棄物リサイクル課長

1枚紙しかない。

○内藤総務局長

添付書類がない。

○片山廃棄物リサイクル課長

これ、番号が違うかな。22年9月29日というものがそれ。

○内藤総務局長

うん、そう。

○清水総務局参事

そうそう。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。違うか、違いました。その次か。115はありますか。10月7日というやつ。

○内藤総務局長

115。10月7日。はいはい。

○片山廃棄物リサイクル課長

10月7日だと、後ろに写真がいっぱいついているかと思うんですけども…。

○内藤総務局長

出ていますね。

○片山廃棄物リサイクル課長

これで、段々にしているところが、段々にしたのが…。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

これが■■■■の状態。■■■■が完成形の状態です。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■■が段々にした。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

今、その下に重機がありますけれども、重機の写っている写真があって、これが今、■■■■とか■■■■がその後に入っている状況です。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

なので、■■■■の上に土をかぶせている。

○片山廃棄物リサイクル課長

上に重機が黄色いアームのやつが出ているんですけども、その横にこんもりしているのが、次のページへいくと、盛ってあるものがあるんですけども、これが■■■■と■■■■が…。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

これが■■■■と■■■■が入れている。

○片山廃棄物リサイクル課長

ですから、場所からすると、①と言われる源頭部。

○清水総務局参事

これは、こっちなんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

この辺です。

○清水総務局参事

それが上部ということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

上部です。はい。ですから、段々になっているところが崩れたというところで、そこは源頭部、広く言うと源頭部なんだけども、その上にまた違う人が違う土を入れていた、置いていたということです。

○望月盛土対策課長

■■■■の土地だよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■■の土地です。

○望月盛土対策課長

その上に、■■■、■■■、■■■が投棄したということですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

投棄したというか、場所がどの辺りか分からないけれども、そこが残土処分場ということで。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

残土処分場として■■■が整形していた。そこに捨てていたというよりは、■■■は、どちらかというと、入れられた土砂を整形していた。

○片山廃棄物リサイクル課長

残土処分場を整地していた。

○望月盛土対策課長

■■■■■に対して、使用者責任みたいなものはないんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは、残土処分場に対してということですか。それは、残土処分場なので、残土処分場の管理をどうしなさい、こうしなさいというのは、我々もよく分かりません。

○望月盛土対策課長

例えば、木くずが入っていたときに、その投棄者が分からなかったとしても、■■■■■に対して指導はできますか。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは残土……。

○望月盛土対策課長

木くず混じりというか、廃棄物が入っていたとして。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは指導はできますね。実際、指導して、それを片づけなさいと言って、一定のものは片づいたというよりは、⑥へ持って行って、その残土処分場と言われるところからはなくなった、移動させた。

○内藤総務局長

清水さん。

○清水総務局参事

ごめんなさい。ちょっと考察の関係からは少し外れてしまうというか、廃棄物処理法について、まだ制度がしっかりと理解できない部分があって、その考察の前段として確認をしたいのですが、今回の⑥区域の関係ですと、排出事業者の特定ができなかったというような説明、特定しようとしたが特定できなかったということになっているのですが、なぜ排出事業者にそんなにこだわるのかということがよく分かりません。というのが、廃棄物処理法を確認してみると、措置命令の関係の条文とか、19条の5なのですが、基準に適合しない産廃の保管、収集、運搬または処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じる云々と認められるときは、知事は、必要な限度において、次に掲げる者に支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができるようになっていて、その次に、掲げる者の中に、当該保管、収集、運搬または処分を行った者となっていて、これに「事業者」という言葉は出てこないのですが、結局、命令の対象になるのは、何らか持ってきた人、何かしてしまった人ということで、別に排出事業者を特定しなくても、そのやった人に直接いけばやれるのではないかというような気もしたのですが、それが1点ちよっ

と分かりません。また、平成 22 年に廃棄物処理法の改正があって、建設廃棄物の処理責任については元請事業者に統一するみたいな、そのような改正があったかと思うのですが、その改正がされる前は、どのような取り扱いだったのか。元請事業者は、あまり重要ではなかったのではないかという、法律上、扱えるような形になっていなかったのも重要ではなかったという感じだったのかなと、その辺が少し分からないです。あとは、平成 22 年の改正によって、建設事業者に責任が一任されるような形になっているのですが、その改正が適用されるのは、改正後に生じた廃棄物からなのか、それとも改正前からあってやっていたものについても、改正以降は元請のほうにいけるようになっているのかという、その辺りが少し分からなかったのも、その辺はどのような扱いなのでしょう。

○片山廃棄物リサイクル課長  
改正の適用時期は遡りますか？

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理  
遡れる。

○片山廃棄物リサイクル課長  
遡れる。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理  
遡っていいと思うんですけども。

○清水総務局参事  
元請事業者から見れば、不利益が遡及しているというような感じになると思うのですが、何かしっかりと、こういう扱いにするんだよ、というような提示のようなものはされているのでしょうか。先日頂いた資料から、その辺りが分からなかったのも。

○片山廃棄物リサイクル課長  
それは通知要請なので、それこそ言ったように。このような取扱いにしますよ、と言っているだけです。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理  
元請に責任があるということが平成 22 年から示されていますので、基本的には、危険物解体工事から発生したものは元請に責任を求めていきますよという趣旨ですので、それ以降の解体工事についてということよりも、取りあえず、解体工事というのは、いわゆる元請、下請、孫請という色々な階層に分かれている中において、廃棄物処理法としては、産業廃棄物の排出処理責任は元請に集約するというのが示されたので、そこについて遡るというよりも、いわゆる工事で行われるものについては元請に処理責任があるんだということが示されたということをもって、それまでに行われている工事につい

ても、処理責任は元請にあるという考え方で捉えていいのではないかと考えているのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

ケース・バイ・ケースだと言われていたけれども、この通知で考え方が統一されたと考えていただければいいと思います。

○清水総務局参事

通知というか、法律を改正したからそのような取扱いになったということでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

法律改正も行われて、それで通知が出たということです。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

それが 21 条の3です。

○清水総務局参事

その改正によって、19 条の5の命令をすることが、次に掲げる者の中に、命令ができる人が色々と規定されているのですが、19 条の5の第4号で、前の第1号から第3号までに掲げる者がいわゆる下請負人である場合には、元請事業者も命令の対象になるというように読める規定があるのですが、ただ、確かにこの下請事業者の場合は元請事業者にも命令することができるような規定になっているのですが、先日いただいた平成 22 年5月 20 日の事務連絡を見ると、その一番最後に、先程の 19 条の5の第1号の4号についての説明が書いてあって、そこには、下請負人により不適正処理が行われた場合には、その責任は排出事業者責任を果たすことを怠った元請事業者も連帯して負うと書いてあるんですよ。ということは、下請負人にも命令できるし、元請業者にも命令できるというようなことではないかというふうに読むのではないかと自分は読んで感じました。とすると、排出事業者にそんなにこだわらなくても、やった人に直接、誰がやったかは分かっているのだから、その人に命令なり何なりをすることもできたのではないかという気がします。そのように私は今読めてしまっているのですが、もしその通りだとすると、なぜ排出事業者そんなにこだわったのだろうかということ少し分からないなと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

指導は、行政指導は別にできるんですけども。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

少なくとも XXXXXXXXXX に対して命令をできるかどうかという視点だったと思うんです。



○清水総務局参事

■■■■■■■■■■だけではなくて、ほかにも持ってきた人が感じていたと思うのですが。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

実行者は分かっていた。⑥に廃棄物を持ち込んだ者は分かっていたという中において、持ち込んだ者は、当然、処分者等に当たりますので、命令の対象になり得ると思うのですが、■■■■■■■■■■、いわゆる土地を貸していた、土地に置かせていたというところについて、■■■■■■■■■■が排出事業者と言えるかどうかというところ、■■■■■■■■■■も処分者等に当たるのかどうなのかというところは、排出事業者であるかどうかという観点も大きな、廃棄物を持ち込んだということに関して、直接関わっていたものなのかどうなのかというところが焦点になったのかなと思っています。

○望月盛土対策課長

すみません、今の話で、法の19条の5、第1項5号には、土地所有者に対して幫助(ほうじょ)したとか、非常に幅広に該当するような表現になっているんです。ということは、■■■■■■■■■■に対して、下請はどうかではなくて、■■■■■■■■■■に対しても5号は適用できるのではないかと思います。だから、法律を見ると、非常に広く適用できるのかなと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

その廃棄物が捨てられていることを知っているのに、漫然と見逃していたみたいなの。

○望月盛土対策課長

そうなんです。確かに排出事業者とよく言われるんだけど、そこまで関わる必要があるのかなとは思いません。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

当時としては、この■■■■■■■■■■が仮置きと称して廃棄物を北西側区域に入れていまして、入れていることに関して、■■■■■■■■■■はどこまでそれに関わっていたか。当然、助けた者という考え方も成り立つ部分も確かにあると思いますし、ただ、自分の土地であったということを含めると、仮置きという説明がまんざら嘘でもないということも成り立って、それが■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■は、その廃棄物を処分しようとしていたのかというところは、なかなか事実認定ができなかったと思われます。

○清水総務局参事

そうすると、それは排出事業者とかという話とはまた違う話になってくるんですね。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

そうですね、はい。当然、排出事業者としての観点の調査も必要ですし、実際に■■■■■■■■■■

が処分を行っていたのかどうか、廃棄物を処分してしていたのかという観点でも、そういう視点からもいろいろ調査は進めていたということになります。

○清水総務局参事

その辺りは、一般論というか、通常、どうするかということが、この報告書を作るときにも前段に整理していないと、ちょっと後ろにいったときに、事実関係を見ていくときにも、なぜそういう対応になっているのかということがちょっと分からないかもしれないなと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

この野積みしていたところの状態を、どういう認識で指導していたかということですね。

○清水総務局参事

恐らく指導していたというよりも、法律の規定だけ見てしまうと、別に誰が排出事業者だろうかということとはあまり重要ではなくて、あそこにその廃棄物を置いたのは誰だとか、置いた人が分かれば、その置いた人に直接指導して命令までやるということも可能だったのではないかという気が、条文上、見る限りは、そのような気がしてしまうものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

置いてあったという状態を指導する状況にあったかどうか。

○清水総務局参事

誰が持ってきたかは恐らく分かっていたはずで、それが分かっていたのであれば、その持ってきた人に、「あなたが持ってきたんだから、これを、どうにかしろ」と言って指導をして、その通りにしなかったら、「それじゃあ、命令しますよ」と言って命令してしまうこともできたのではないかという気がするのですが、その辺りはどうでしょうか。そのような考え方でいいのか、それとも、そのような考え方ではないというところが分からなくて。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

そのためにも事実関係の把握が重要になってきて、誰がどういう指示系統の下に、そういうことが行われたのかどうなのかというところを調べていく必要があります。では、そこに持ち込んだ者に対して、誰の指示で、そういうものが、処分者が行ったのか、あるいは、土地の所有者はそれを知っていて、排出事業者の指示だったのかどうなのかというところも1つの焦点になって調査をしていたと思うのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

だから、あなたが持ち込んだらという状況は推測できて、指導が当然できるのですが、実際に行政処分をかけるというときには、その証拠をしっかりと事実を認定しな

ければいけないのですが、それが十分に、18条報告を取ったんだけど、みんな言うことが違うということで、そこは最終的に認定まで至らなかったということです。

○内藤総務局長

今の話は、要は、運搬してきたやつ、廃棄物を持ってきて置いてしまったやつに指導もできますし。

○片山廃棄物リサイクル課長

指導はできます。

○内藤総務局長

命令もできるんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

指導はできますね。命令は、行政処分をするので、事実認定をしないと。要するに、あなたさうでしょう、と言って。指導自体はざっくりとしたことで、裁量なしです。

○内藤総務局長

その事実認定というのが、廃棄物をそこに持ってきた、置いたという事実だけじゃ駄目だと。

○片山廃棄物リサイクル課長

駄目なところが、必要になりますね。

○内藤総務局長

例えば、■■■■が持ってきたと。■■■■が廃棄物を置いていったら、■■■■に対して命令はできないということですか。その■■■■の背後に誰がいるとか、そういうことが全部明らかにならないと、できないということ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこが客観的に。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

そういうことではなくて、やった人間は当然命令の対象になるのですが、19条の5のとおり、助けた者に対しても、当然命令の対象になりますので、そうすると、誰が指示をしたのか、誰がその行為を助けたのか、その全体を把握して、その関係者全員に対して命令をかけるということが考え方なので、捨てた人間だけ命令をかければ、それで終わりではありませんので。

○清水総務局参事

それはどこかにそういうふうにしろという何かに書いてあるのですか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

はい、行政処分の指針に、そのようになっています。

○内藤総務局長

行政処分の指針ですか。

○清水総務局参事

指針になっている。関係者全員が特定できなければ命令はできないと。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

全体の事実関係の把握に努めることとなっていますので、要は、その事実を、全体の事実関係を認定した上で、じゃあ、誰が関わって、誰が助けていたのかというところを踏まえて命令をするということになっています。

○内藤総務局長

そうすると、今回みたいに悪質な事業者が何人も関わっていて、みんなめちゃくちゃなことを言っていれば、全然指導も何もできないということになってしまいますね。命令ができないという。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

まあ、そうです。動かぬ事実を特定しない限り、行政処分に走るというのは、なかなか、その後の命令をかけた後に事実がひっくり返ってしまわないようにしなければならぬので。

○内藤総務局長

裁判で負けてしまうということですか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

はい、そういうことです。この事実は揺るぎないと思って命令をかけますので、そういう意味でいくと、色々なことを色々な人が言っている。では、事実が何なのか分からないとなると、それはなかなか命令をかけることが難しくなってくるということです。

○内藤総務局長

ちょっとそこの記載部分をまた教えていただけますか。指針の部分。すみません。もらっているんだと思うのですが、すみません。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。そこの調査も、本人たちが18条報告で、あの人だと言っているけれども、その裏を取るといので、実際の契約の真偽だとか、金がどう動いているかという、そういったところまで調査をしようとしたんだけど、実際、そういった資料がなくて、そこまでたどり着けなかったというのが、この前、当時の人から聞いた内容からいくと、そこまで詰め切れなかったんだということです。

○内藤総務局長

それがそうだとすると、警察みたいな人に頼まないといけない。無理ですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

実際、調査権はあるんですけども、そこから先のところ、じゃあ、捜査するというところはできないものですから。

○内藤総務局長

ちょっと時間が来ましたので、一旦今日はここで打ち切り、また次回に続きをやりたいと思います。

その他がありますが、特にないですか。

○清水総務局参事

ないです。

○内藤総務局長

連絡事項はないですか。

○清水総務局参事

ないです。

○内藤総務局長

そうしたら、次回の会議については、月曜日ですか。

○清水総務局参事

月曜日の1時半からです。3連休明けになります。

○内藤総務局長

場所はここ(同じ場所)ですか。

○清水総務局参事

そうです。

○内藤総務局長

それでは、そういうことですので、すみませんが、よろしくお願いします。ですので、次回は、今回の続きと、砂防法についてやっていきたいと思えます。よろしくお願いします。

それでは、第 13 回会議をこれで終了します。ありがとうございました。